

## 会 議 録（公開部分）

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名             | 平成30年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議題及び議題毎の公開又は非公開の別 | <p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集業務の変更（清掃第一課）</li> <li>・中国残留邦人等の支援給付等に関する事務の変更（生活支援課）</li> <li>・生活保護法施行事務の個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置の報告（生活支援課）</li> <li>・家具転倒防止器具取付事業に関する事務の変更（高齢者支援課）</li> <li>・認知症サポーター養成講座事務局に関する事務の変更（介護保険課）</li> <li>・子ども未来教室事業に関する事務の変更（社会教育課）</li> <li>・公共施設絵画展示事業に関する事務の開始（社会教育課）</li> <li>・野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務の開始（社会体育課）</li> </ul> <p>2 諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開）</p> |
| 日 時               | 平成30年5月23日（水）午前9時10分から午前11時43分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 場 所               | 市役所低層棟4階 職員控室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 出席委員氏名            | 須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局等              | <p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）、柏倉 一浩（環境部長）、青木 秀夫（清掃第一課管理係主査）、須田 光浩（生活支援課長）、松井 智生（生活支援課保護二係長）、善方 浩子（高齢者支援課長補佐）、鈴木 智子（高齢者支援課高齢者支援係主任主事）、安藤 剛行（介護保険課長兼地域包括支援センター長）、山崎 正浩（介護保険課地域包括支援センター主査）、鈴木 久美（介護保険課地域包括支援センター技師）、大倉 純（社会教育課長補佐兼生涯学習振興係長）、永谷 譲（社会教育課生涯学習振興係主任主事）、柳 正幸（社会体育課長補佐兼スポーツ推進係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）</p>                                      |
| 傍 聴 者             | 2名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 議 事

平成30年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

### 1 個人情報取扱事務について（公開）

#### 報告事項

- ・し尿収集業務の変更（清掃第一課）

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 届出部課等の名称変更、収集項目の追加は、形式的な変更届ということになるが、実質的な事務の変更は、事務の名称の変更ということになるか。

柏倉部長 そうです。今回の委託の追加で、受付の業務も委託することになります。

これまでの「し尿収集業務」という事務の名称ですと、収集だけの業務で、受付が含まれていないようにも読み取れてしまうことから、「し尿収集に関する事務」ということに変更させていただきました。

遠藤委員 今までは外部委託は全くやっていなかったのか。

柏倉部長 一部を委託しておりました。年度によって少しずつ増やしておりますが、委託の経緯を申し上げますと、平成15年の合併時に関宿地域の全コースを委託することから始め、18年に川間地区を加え、19年に北部、中央地区の2コースを加え、21年に南部地区を加え、そしてこの30年4月に東部及び福田地区の2コースを加えて、全7コースを民間委託したということになります。

遠藤委員 29年度でいうと、民間委託は割合的にはどれくらいだったのか、8割とかそのくらいか。

柏倉部長 7コースのうち5コースが民間委託でしたので、約8割が民間委託でした。

遠藤委員 10年かけて外部委託を完遂したということか。

柏倉部長 そうです。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿変更届を承認してよろしいか。  
（異議無し）

- ・中国残留邦人等の支援給付等に関する事務の変更（生活支援課）

・生活保護法施行事務の個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置の報告（生活支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

高谷主任主事 事務局から、今回の「個人情報保護措置報告書」について補足説明いたします。「生活保護法施行事務」では、既にシステムの保守点検について外部委託をしていたため、登録簿の外部委託の欄には既にチェックがされており、今回レセプト点検を委託するということで委託事務が一つ増えるにもかかわらず、登録簿

の変更届が出せない状況でした。そこで「個人情報保護措置報告書」を任意様式ですが作成して報告したものです。また、登録簿につきましては、個人情報保護制度の運用の見直しの中で、市民に分かりやすいものに改正しましたが、今回のように既に外部委託をしている事務に、新たに外部委託をする事務が追加されても、外部委託が複数あることが示されないということが課題として浮き出てきましたので、市民が担当課にその個人情報の取扱いの詳細について問合せする際に、少なくとも「外部委託が複数ある」のか「単一」なのかということをお知らせしておく必要がありますことから、今後、条例施行規則を改正し、登録簿の「外部委託」の欄に「複数の外部委託有」と付け加えるようにし、併せて、「個人情報保護措置報告書」についても、様式に追加することといたします。

遠藤委員 委託するしないにかかわらず、給付の適正化を図るために点検をするというのは、元々の給付がずさんだったという背景があるのか。

須田課長 適正化を図るというのは、給付が認められない保険診療外の治療、高度先進医療、向精神薬の重複処方などがないかなどを確認するということで、そういった確認を更に進めていくということです。病院によっては、診療報酬の点数を間違っていたりするので、そういった点については、こちらで再度計算して、返戻を求めるなどしています。

今村副市長 確かに診療報酬の請求については、間違いが幾分かあります。それほど大量のミスではないが点検をするだけの費用対効果がある、という程度の量です。国民健康保険についても、そういった点に備えて点検をしております。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿変更届及び個人情報保護措置報告書を承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・家具転倒防止器具取付事業に関する事務の変更（高齢者支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 委員から意見等あるか。質疑、意見等がないので、登録簿変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・認知症サポーター養成講座事務局に関する事務の変更（介護保険課）

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 認知症サポーターは2万人を目標としているということだが、キャラバン・メイトの人数に目標はあるか。

山崎主査 目標値は設定しておりませんが、現在キャラバン・メイトは69名で、毎年5名程度の申込みがあり、研修の枠に限りがあるということですが、できるだけ多くし、認知症サポーターを広めていくための活動をしたいと考えています。

遠藤委員 認知症サポーターとキャラバン・メイトとの関係は、認知症サポーターからもう一步進んでキャラバン・メイトになってほしいという発想なのか。

山崎主査 事務局としては、認知症サポーターからキャラバン・メイトに移っていくということは想定しておりません。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿変更届を承認してよろしいか。  
(異議無し)

- ・子ども未来教室事業に関する事務の変更(社会教育課)  
担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 収集項目の「スクールバスの利用状況」というのは具体的にどのようなものか。

大倉補佐 川間小学校ではスクールバスを運行しておりますが、教室終了後には普段利用している便が出発してしまっておりますので、1便増便します。受講申込みの際、事前に利用状況を把握しておくことにより、対象児童がいない場合には増便が不要であり、また対象児童がいる場合でもバスの運行ルートを決める必要があるため収集するものです。

高橋委員 講師が児童を学童保育所に送るとするのは、学校の敷地内の学童保育所も全部送るのか。

大倉補佐 送る必要があるのは、具体的に申しますと、例えば川間小から学童保育所までは、国道を越えなければならなかったり、福田第一小のように小学校から学童保育所までの距離が長かったり、人通りの少ない場所を通る小学校です。教室のない日は、学校の先生が付き添っているということですので、未来教室についても同じように付き添っていくというものです。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿変更届を承認してよろしいか。  
(異議無し)

- ・公共施設絵画展示事業に関する事務の開始(社会教育課)  
担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 以前は野田美術会からまとめて借り上げていたということか。

永谷主任主事 野田美術会と賃貸借契約を結び、絵画を借り上げ、展示しておりました。

遠藤委員 今度は、作家個人と直接契約するということか。

永谷主任主事 「契約書」という形ではなく、協力依頼をし、それに対し協力する旨の書面を頂いております。

遠藤委員 借上げの相手が変わったことにより、賃借料は高くなったか、安くなったか。

永谷主任主事 安くなりました。これまでは1点につき47,250円でしたが、今

度は1点につき、2万円となります。

秦野委員 市内の美術団体といえば、野田美術会しかないのか。ほかにあるのであれば、野田美術会から推薦を受ける理由はどういったものか。

大倉補佐 展示している絵画は100号から150号までとかなり大きな作品です。これだけ大きな作品を10点も数をそろえられる団体がほかにないと考えております。

秦野委員 ほかの団体と話し合いをしたことや、要請もなかったということか。今後はどうか。

大倉補佐 過去にほかの団体との話し合いや要請があったかということについては、私の方では存じておりません。今後についても、現在のところ、そうした考えはありません。

秦野委員 入替えのときに、作品の紹介を積極的にしているか。

大倉補佐 広報誌に掲載をしたほか、市役所1階の総合案内に作品名のリストを置いております。

遠藤委員 展示作品は、新作が多いのか。

大倉補佐 野田美術会が開催する展覧会に出展された作品ですが、いずれも最近制作されたものです。

遠藤委員 作家の数は何人か。また、常連となっている作家が多いのか。

大倉補佐 作家は10人で、1人1点です。常連かどうかは、前回と今回を比べますと、全員が入れ替わっております。

高橋委員 公共施設の絵画展示事業という名称だが、説明を聞く限り、市役所だけなのか。

永谷主任主事 以前は文化会館、清掃工場、ゴルフ場にも展示しておりましたが、借上料の削減のため、点数を減らし、市役所だけとしております。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿を承認してよろしいか。

(異議無し)

・野田市文化・スポーツ推進奨励金交付事務の開始(社会体育課)

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 委員から意見等あるか。質疑、意見等がないので、登録簿を承認してよろしいか。

(異議無し)

## 2 諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて(公開)

事務局から資料の「課題及び対応」、「野田市情報公開条例の一部を改正する条例案の概要」、「野田市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表」、「野田市情報公開条例の解釈及び運用の手引改正案新旧対照表」、「情報公開条例に基づく開

示請求対応マニュアル」及び「野田市情報公開条例に関する事例集」について、説明を受けた。

渡邊課長 運用の見直しに係る事務局案については、資料のとおりですが、資料の「野田市情報公開条例の一部を改正する条例案の概要」の条例第2条第2号の部分の「市に公文書館はないことから、「公文書館」を「実施機関」に改めるもの。」という部分については、歴史的資料等を特別に保有する場所の例示としての「公文書館」が野田市にはないことから、「公文書館」に当たるものとして、何が適切なのか、「図書館」なのか、それとも「市史編さんを担当する部署」なのか、ということ現在調査中でございますので、この部分につきましては、次回までに修正し、お示しをさせていただきます。

遠藤委員 資料の「課題及び対応」について3点質問がある。

1点目は、第18条第2項の説明に「総務課が軸となって運用することを『市長の調整』として規定する」とあるが、「市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、情報公開について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる」というのを、「調整」という文言で表現するものなのか教えてもらいたい。

渡邊課長 開示の決定の権限が各実施機関にありますので、開示等の決定は各実施機関が行いますが、決定までの進行管理などをしっかりと行っていくという意味で、市長、つまりここでは総務課が「調整」をするということです。

高谷主任主事 野田市個人情報保護条例第37条でも同じ条文がありますが、これも見出しは「市長の調整」ということになっております。それだから情報公開条例も、というわけではありませんが、参考の情報としてお伝えします。

遠藤委員 「報告を求め、又は指導若しくは助言をすること」を「調整」と言い、そういった権限・役割を市長に与えるということか。

高谷主任主事 そのとおりです。

遠藤委員 それなら分かる。

須賀会長 各部局が中心となって決定するのだが、その場合に市長が全体を見ながら、総務課が軸となって、報告を求め、又は指導若しくは助言をしていくという意味であるとする。

遠藤委員 分かった。

2点目は、第13条第1項の改正の説明について、私が委員になったときにも説明を受けたが、今までは第三者から地方公共団体を除いていた。なぜ制定当時、第三者から地方公共団体を除いていたのか、今その理由が分かれば教えてほしい。

これまでの規定を平たく言えば、「開示請求の対象の行政文書に会社の情報が入っていたら、開示するときにはその会社を開示してもいいか、又は反対するかを聴く」ということはできていたが、国などの情報が入っていても国などには意見は聴かない」ということである。それを元々、なぜ除外していたのかを教えてほしいとい

うのが、この質問の趣旨である。

今村副市長 この条例の大体の部分が、横浜市を参考にしているので、細かい所はあまり分からないというのが正直なところです。行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、こういった趣旨が不明ですが、地方公共団体を除いていますので、その流れで横浜市も除いたのかなと想像します。国に確認したところ、任意の照会はすることがあるということでしたので、それであればあえて除く必要はないだろうということと、県や他市は除いていませんし、除く理由が分からない以上、きちんと実態に合ったやり方に改正したほうがいいというのが、改正の趣旨です。答えになっていませんが、そういったことです。

遠藤委員 念のため伺うが、「聴くことができる」であって、「聴かなければならない」ではないということで間違いないか。

渡邊課長 間違いありません。

松本委員 議会等で説明できないといけないのではないか。

今村副市長 議会での答弁としては、「国では第三者照会先として地方公共団体等を除いていたので同じようにしていたが、国も任意の意見照会を行っており、野田市においても行うので、あえて除く必要がないという判断で、照会の対象に地方公共団体等を除かないことにした」旨の答弁になると思います。

遠藤委員 比喩として聞いてほしいが、例の加計学園の問題で言うと、今治市が官邸の誰かと面談した時の文書に対する情報開示請求を受け、国の情報を開示するという事になっている。その決定をするときに国に対して、開示してもいいか、困るかとか聴くことができる、というのが改正後の第13条になる。野田市において、そこまでシビアな話になるということは現実的ではないのかも知れないが。

須賀会長 運用を広くできるということになるが、指摘のあったことについては、説明できるようにしておいていただきたい。

遠藤委員 3点目としては、「その他の改正」で、「市民との意見交換会において提案を受けた情報通信技術の活用による情報の提供について規定し」とあるが、意見交換会では具体的にどのような提案を受けたのかを教えてもらいたい。

高谷主任主事 審査会関係資料の野田市のホームページへの公表が進められてきたということを引き合いに、積極的に自主的な情報の公表を野田市のホームページに掲載することによって進められたいという提案でした。

遠藤委員 情報開示請求に対する対応という意味で、例えば、開示決定した文書をPDF化して、Eメールに添付して開示すべし、という提案ではなかったのか。

高谷主任主事 そうではありませんでしたが、同じ意見交換会では、電子申請を導入すべしという意見はありました。それを受けてこの4月1日から導入しましたが、開示文書は、これまでどおり電話連絡をして、紙ベースのものを受け取りに来ていただいております。あくまで申請だけですが、わざわざ来庁しなくてもいいように電子化したということになります。

・市民との意見交換会における指摘事項について

渡邊課長　今回お配りした資料につきましては、個人情報保護の運用の見直しの際にも行いましたが、市民との意見交換会を去る４月２３日に行い、市民の方に御確認をいただきました。そこで指摘のありました細かい文言の修正につきましては、今回の資料に反映させていただいておりますが、ほかに意見として、次のようなものがありました。「情報公開制度をより良い制度にするためには、公文書管理法・情報公開条例・個人情報保護条例・文書管理規程・文書管理細則・行政不服審査法の各法令が相互に密接な関係をもって制定と運用がされるべきであり、行政文書の適正な管理が保障されていることが必須の条件。野田市文書管理規程や野田市文書管理細則を精査すべきである。また、『公文書管理条例』という形で制定したほうがいいのではないか。」との意見を頂きました。これにつきましては、確かに開示請求をする行政文書の管理は大事なことであり、ご指摘のとおり、野田市の現在の文書管理規程、文書管理細則では、不十分なところもありますことから、行政文書を実際に扱う各担当課の現状を調査し、現場が納得する文書管理規程、文書管理細則に改正し、必要があれば、公文書管理条例の制定についても検討していくこととしたいと考えております。ただし、策定には、十分な検討を加える必要がありますので、今回の情報公開条例の改正、情報公開の運用の手引の改正等とは切り離して検討をしてみたいと考えております。

さらに、別のご意見として、次のような意見もありました。「手引には『行政文書』には、起案文書などの文書だけでなく、パソコンに保存されているデジタルデータも対象」と記載されているが、電子メールも含まれるか。」というものです。

このことについても、「メールの廃棄が職員個人に任されている」という課題があるなど、文書管理規程の問題として整理するべきものであると考えるため、今回の情報公開条例の改正、情報公開の運用の手引の改正等とは切り離して整理を進めたいと考えております。

また、「手引の改正案は、職員にとっても市民にとっても読みやすいものを意識した改正となっているが、現行の手引にも詳しい解説があったので、これを総務課の職員が使うようにしてはどうか。」というご意見もありました。こちらにつきましても、確かに総務課職員にとっては有効なものでしたので、法令の改正等などを時点修正し、使用してまいります。審査会の審議事項にはせずに時点修正いたしますが、市民の方も野田市の情報公開制度を知る上で必要という声もありましたので、今回改正する手引やマニュアルと同様、公開してまいりたいと考えております。

遠藤委員　今は、職員が対外的あるいは市役所内部でメールでやり取りしたものを保存するかしないかは、職員の裁量なのか。保存するとも、保存しなくてもいいとも決めていないのか。

渡邊課長　そうです。今、Ｅメールの数かなり多いので、規程が追いついていないというのが実情です。

遠藤委員 どちらかに統一して決めるべきと考える。

渡邊課長 文書管理の整理には時間が掛かりますので、情報公開制度の運用の見直しとは切り離して、情報公開制度の運用の見直しを先に進めたいと考えております。

また、ご意見として最後にもう1点、「開示請求によらずとも各個別の法令等により公表する情報について、公表が可能かどうかを判断する際の指針が必要なのではないか」というご意見もありました。これにつきましては、他団体の状況等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

須賀会長 例えばどのような法令があるのか。

渡邊課長 例えば地方公務員法第58条の2に規定されております「人事行政の運営等の状況の公表」などがあります。

須賀会長 「事例集」について、事実関係はこれで分かるか。

遠藤委員 職員全員が読んだところで、議論が細かくなっているので全員が理解できるのかという感想を持った。

須賀会長 要旨みたいなものは作れないのか。

遠藤委員 難しいのではないか。

須賀会長 事例集については、そのような感想ということである。

・見直しスケジュールについて

渡邊課長 情報公開制度の運用の見直しのスケジュールについてご説明いたします。

本日は、資料に基づいて見直しの概略を説明させていただきました。

次回、事務局としては、6月末を考えておりますが、パブリック・コメント手続に諮る素案の策定に向けたご審議をしていただきまして、次々回、事務局としては、7月中旬を考えておりますが、素案についてご承認いただきたいと思います。

今回は、資料の配布から時間がなかったため、次回までに委員の皆様からご意見を頂いておき、次回提示する資料に反映の上、審議していただきたいと思いますので、6月6日までにご意見があれば、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

その後、8月中旬から9月中旬にかけて、承認いただいた素案によりパブリック・コメント手続をさせていただき、その結果を踏まえた修正の検討をしまして、10月末までには、諮問事項に対する答申をいただき、その結果をもって、12月議会に上程したいと考えております。

須賀会長 では、委員は意見があったら、6月6日までに事務局まで連絡をするようお願いする。

須賀会長 以上で第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上